

## 京田辺市 公募型プロポーザル

### 第3次京田辺市生涯学習推進基本計画中間見直し業務委託 実施要領

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画中間見直しを実施するにあたり、各事業者の提案内容を総合的に評価し、最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

#### 1 事業の目的

京田辺市では、第3次京田辺市生涯学習推進基本計画を策定し、生涯学習社会の実現に向けて様々な施策を推進してきた。

現計画の期間は令和4年度から令和13年度までの10年間だが、適正な進行管理や社会情勢の変化、市民ニーズ等を考慮し、計画の内容については令和8年度に見直すこととしているため、令和8年度に見直しを行う。

#### 2 業務の概要

##### (1) 件名

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画中間見直し業務委託

##### (2) 業務内容

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画中間見直し業務委託に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として決定された事業者と協議の上、提案書の内容を反映し、仕様を変更することができる。

##### (3) 委託期間

契約締結日～令和9年3月31日

##### (4) 委託上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 プロポーザルに関する日程等

項目	日程
公募開始日	令和8年4月3日
質問書の受付期間	4月10日正午まで
質問書 回答	4月15日
参加表明書受付期間	4月20日まで
選定通知書の送付	4月24日
企画提案書の受付期間	5月7日まで
審査会（プレゼンテーション）	5月18日
選考結果の通知・公表	5月29日

※ 上記日程は変更となる可能性があります。

※ 受付期間は、質問書を除き日程に掲げた日の閉庁時間までを期限とする。

### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 公告から契約締結日までの間に国、地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）  
又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）  
でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その

支店又は代表者その他経営に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用する等していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団員又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。

カ 資材又は原材料等の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約をしたと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

## 5 質疑応答

### (1) 質問の受付期間

令和8年4月10日（金）正午まで

### (2) 質問方法

質問書（様式第4号）に質問事項を記入し、件名を「【質問】第3次京田辺市生涯学習推進基本計画中間見直し業務委託（事業者名）」とした上で、問合せ先へメール又はFAXで送付すること。

※ 送付後2日以内に本市から電子メールを受理した旨の返信がない場合は、確認のため電話連絡をお願いします。また、メール又はFAX以外での質問及び質問受付期間を過ぎて提出された質問には回答しません。

(3) 回答

全ての質問を取りまとめた上で、令和8年4月15日（水）までに質問のあった事業者全てに回答します。

7 参加表明書

- (1) 提出期間 令和8年4月20日（月）まで
- (2) 提出場所 京田辺市教育委員会教育部社会教育課
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類

提出書類	提出上の注意
参加表明書（様式第1号）	
会社概要書（様式第2号）	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること。
業務実績等（様式第3号）	同種業務受託の主たる実績について記載すること。
商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）	本市R7・8・9年度物品・役務等の競争入札参加資格者名簿に登録されていない事業者のみ 発行後3か月以内のもの（写し可）
消費税等納税証明書（その3又はその3の3）	本市R7・8・9年度物品・役務等の競争入札参加資格者名簿に登録されていない事業者のみ 発行後3か月以内のもの（写し可）

8 参加資格審査

(1) 受付期間・結果通知

受付期間 令和8年4月20日（月）まで

結果通知 令和8年4月24日（金）

(2) 審査方法

審査は、市が設置する審査委員会において実施するものとする。

(3) 審査基準

審査基準要領のとおり

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年5月7日（木）まで

(2) 提出方法

京田辺市教育委員会教育部社会教育部まで持参又は郵送で9部（正本1部・副本8部）を提出すること。

(3) 提出書類

提出書類	提出上の注意
企画提案書提出届 (様式第5号)	正本のみ押印すること。
企画提案書	任意様式。要領は(4)のとおり
企画提案書の開示 に係る意向申出書 (様式第6号)	非開示を希望する場合、複製した企画提案書に黒塗りしたものをあわせて提出すること。
見積書	消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。業務ごとの積算内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）を記載すること。見積書の金額は、委託上限額を上回らないこと。副本は、会社名、住所等分らないようにすること。

(4) 企画提案書要領

第3次京田辺市生涯学習推進基本計画中間見直し業務委託仕様書に基づき、次の項目について記載した提案書を記載すること。

ア 事業実施に従事する者に想定している職種、配置人数、経歴・経験、業務分担等を記載すること。

イ 工程について

全体スケジュール及びその進行管理方法を詳細に記載すること。

(5) 企画提案書作成の留意事項

ア A4版で総ページ数10ページ以内とし、事業者を特定又は推定

できるような記載は含まないこと。

イ 基本的にA4版両面印刷で縦長ファイルに左綴じとし、ファイル表面に「第3次京田辺市生涯学習推進基本計画中間見直し業務委託」と記載し、正本のみ応募者名を明示すること。ただし、表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。単色、カラーは自由とする。

ウ 企画提案書は目次及びページ番号を付けること（目次は企画提案書の枚数に含めない。）。

エ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に記述すること。

オ 企画提案書は、1事業者につき1点とする。

#### (6) 企画提案書その他

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京田辺市情報公開条例（平成10年京田辺市条例第12号）に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類等は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

### 10 審査会

#### (1) 実施日・実施場所

参加資格審査を通過した者に別途通知する。

#### (2) 審査基準

審査基準要領のとおり

#### (3) 候補者の特定について

審査基準要領のとおり

#### (4) 実施方法

- ア 提出した提案書を基に、プロジェクタ等を用いて説明すること。
- イ 審査会の出席者は、主たる担当者を含む3名以内とすること。
- ウ 説明時間は、準備5分以内、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。なお、説明は主たる担当者が行うこと。
- エ プレゼンテーション資料には企業名の記載を行わないこと。また、プレゼンテーション中に企業名を特定する発言は行わないこと。
- オ プレゼンテーション審査は非公開とする。
- カ プレゼンテーション当日に連絡なく欠席又は開始時間を15分以上遅刻した場合は、辞退とみなす。  
ただし、交通機関の遅延又は連絡ができない状況によりやむを得ず遅刻となった場合で、その事実が確認できた場合に限り、選定委員会の決定により再度日時を設定するものとする。
- キ 審査内容及び結果についての異議申立ては受け付けない。

#### 1.1 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果は、参加事業者に対し、参加表明書に記載された担当者の電子メール宛てに令和8年5月29日（予定）に通知する。また、京田辺市ホームページにも選考結果を公表する。
- (2) 審査結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

#### 1.2 契約手続

- (1) 契約方法  
優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い事業者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかったときは、次に順位が高い業者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約内容  
契約内容は、企画提案書に基づき契約を行う事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。
- (3) 契約代金の支払  
契約代金の支払については、事業完了後一括で支払を行うものとする。
- (4) 契約締結における個人情報の取扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連する法令及び京田辺市個人情報保護条例（平成14年京田辺市条例第3号）の規定に基づき、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するために個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

ア 本業務を遂行するにあたり、業務期間中及び業務完了後において業務上知り得た秘密を一切漏らしてはならない。

イ 本業務に関する一切の資料を他の用途に使用してはならない。

### 1.3 その他

- (1) 提案者は、書類の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものととする。
- (2) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、プロポーザル参加資格を失格とする。
- (4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局へ辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (5) 書類の提出後は、記載内容の修正、変更又は追加は認めない。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、事務局が承諾したものについてはこの限りでない。
- (6) 提出した企画提案書等は返却しない。
- (7) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (8) 企画提案書は事業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) 本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、業務の一部について再委託することが必要と本市が認める場合はこの限りでない。この場合はあらかじめ再委託に関する事項を書面によって提出し、本市の承諾を得ること。

- (10) 提出された企画提案書等の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。ただし、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行うものとする。
- (11) 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属するものとする。
- (12) 本実施要領に定めるもののほか必要な事項については、選定委員会が別に定める。

#### 1.4 問合せ及び提出先（事務局）

担当部署 教育部社会教育課  
メール syakyo@city.kyotanabe.lg.jp  
住所 京都府京田辺市田辺80番地  
電話 0774-64-1394  
FAX 0774-64-1390

## 第3次京田辺市生涯学習推進基本計画中間見直し業務委託審査基準要領

### 1 概要

本業務の審査・選定は、本市が設置した選定委員会により公募型プロポーザル方式を実施する。

### 2 選定委員会

本業務における選定委員会の構成員は、次のとおりとする。

- ア 委員長 教育部長
- イ 委員 教育部副部長
- ウ 委員 企画政策部副部長
- エ 委員 総務部副部長
- オ 委員 市民部副部長

### 3 審査方法

- (1) 提出書類に基づいて参加資格審査を実施し、4社以上から参加表明書の提出があった場合は、配点合計上位3社を企画提案書提出者の対象とする。同点の場合は、3社を超えて選定するものとする。なお、参加表明書の提出が4社未満の場合でも提出書類による参加資格審査は実施するものとする。
- (2) 審査会は原則、企画提案書に基づきプレゼンテーション審査を実施する。また、本市が定めた審査基準に基づき採点し、参加資格審査、審査会及び見積額による採点の合計点が最も高い者から第1位順位として順位を選定する。なお、最高合計点が同点の場合、見積金額が低い者を第1位順位として選定する。
- (3) 前号にかかわらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。
- (4) 次の事項に該当する者は失格とする。
  - ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した者
  - イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した者
  - ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える者

- エ 仕様書の条件を満たさない提案を行った者
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった者
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者

参加資格審査基準

審査項目	審査内容	配点
業務能力	会社に本事業を遂行する上でふさわしい体制や実績があるのか。	15
業務実績	従事者は本業務を遂行する実績があるのか。	10
業務体制	仕様書に求める資格保有者・技術者は確保できているか。	5
	合計	25

審査会（プレゼンテーション）審査基準

審査項目	配点
本業務を遂行する体制が良好か。	5
業務の実施方針、理解度等が良好か。	5
提案の内容が的確で、かつ、遂行可能か。	5
先進的な計画となる可能性を秘めた斬新、かつ、実現可能な提案がされているか。	5
本市の特性及び課題分析を生かした提案がされているか。	5
生涯学習に関する現在の動向や現状に応じた提案がされているか。	5
工程計画が良好か。	5
説明者の取組意欲及び表現力は適切なものか。	10
	合計 45

見積額による採点

経済性	$30 \times (\text{提案者のうち最低見積} / \text{見積額})$ 小数点第2位以下切捨て	30
	小計	30